

救急救命士の研究活動上の行動規範

(一般社団法人 日本救急救命士会 学術・研究倫理委員会)

第1章 総則

第1条（目的）

本行動規範は、一般社団法人 日本救急救命士会（以下「本会」という）が、救急救命士による研究活動において遵守すべき倫理及び行動基準を定め、救急救命士活動領域の学術研究の発展と社会貢献を促進することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本章は、理念的原則を章頭に示し、その後の各条に具体的な手続・義務規定を配することで、主体的判断と規範遵守の両立を図る。

第3条（作成主体）

本行動規範は、日本学術会議が作成した「科学者の行動規範」を基に、本会が救急救命士の職務特性を踏まえて策定したものである。

第2章 救急救命士の責務

第4条（基本的責任）

救急救命士は、自らの専門知識・技術・経験を活かし、研究活動を通じて救急救命士活動領域に貢献する責任を有する。

第5条（専門的姿勢）

救急救命士は、正直かつ誠実に判断・行動するとともに、常に自らの知識と技能の維持・向上に努める。研究活動に従事する救急救命士は、当該研究に必要な専門的知識と技能を計画的に研鑽し、救急救命士活動領域における安全かつ質の高い研究遂行に責任を負う。

第6条（社会的責任）

救急救命士は、研究活動が社会からの信頼に基づくものであることを認識し、広い視野をもって適切に行動しなければならない。

第3章 公正で倫理的な研究

第7条（研究の誠実性）

救急救命士は、研究の立案・実施・報告の各過程において誠実に行動し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの不正行為を行ってはならない。また、不正行為に加担し、これを知りながら容認又は黙認してはならない。

第8条（研究環境の整備）

救急救命士は、公正な研究環境を確保し、不正行為を防止するための教育啓発活動に努める。

第9条（研究倫理教育）

研究活動に関わる救急救命士は、各所属機関が実施するコンプライアンス研修及び研究倫理教育を、オンライン、対面、又はこれらを組み合わせた形式で受講し、その内容を十分に理解する。教育の修了に当たっては、テスト若しくはレポート等による理解度確認を行い、合格又は基準達成をもって修了とする。所属機関における研究倫理教育が行われない場合は、日本学術振興会等の公的機関又は大学等が提供する適切な研究倫理教育を受講することとする。

第10条（研究倫理教育の継続）

研究活動に関わる救急救命士は、研究倫理教育を定期的に受講し自己研鑽に努めるものとする。関連指針の改訂時には、速やかに最新内容で再受講し、知見を更新する。

第11条（被験者への配慮）

救急救命士は、研究対象となる人々の人格及び人権を尊重し、その福利を最優先に配慮しなければならない。

第12条（研究データの管理）

救急救命士は、研究で得られるデータを厳密に記録し、適切に保存・管理しなければならない。

第13条（不正行為への対応）

救急救命士は不正行為を発見した場合または不正行為の疑義がある場合には、速やかに通報窓口へ報告しなければならない。不正行為の通報に際して、通報者の氏名や所属等、個人が特定される情報は原則として秘匿される。通報は可能な限り匿名でも受け付けるが、その場合は事実確認や調査に限界があることを理解しなければならない。不正行為の通報を理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。通報窓口は本会学術・研究倫理委員会内に設置し、専用の電子メール及びウェブ様式で受け付ける。所属機関に通報制度が設けられている場合には、当該制度の利用も妨げない。

第4章 社会との関係

第14条（説明責任）

救急救命士は、研究の意義や社会への影響を積極的に説明し、その透明性を確保するとともに、社会との建設的な対話を推進する。

第15条（研究成果の適切な活用）

救急救命士は、自らの研究成果が自身の意図に反して、悪用される可能性もある

ことを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、倫理的かつ法的に適切で、社会的に受容される手段と方法を選択する。

第16条（公共的貢献）

救急救命士は、科学的知見に基づく中立的な助言を行い、社会の課題解決や政策立案に貢献するよう努める。その際、政策決定は多様な視点と複数の情報源を総合的に考慮して行われるものであり、自らの成果が唯一の根拠ではないことを認識する。

第5章 法令遵守と公平性

第17条（法令遵守）

救急救命士は、研究の実施及び研究費の使用に際し、関連する法令や規則を遵守しなければならない。

第18条（差別の排除）

救急救命士は、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによる差別を排除し、公平性を保たなければならない。

第19条（利益相反の管理）

救急救命士は、研究活動や科学的助言において、利益相反の可能性を十分に認識し、公共性を考慮して適切に対応しなければならない。

第6章 附則

第20条（改廃）

本行動規範の改廃は、本会の理事会において決定する。

第21条（施行期日）

本行動規範は、2025年10月6日より施行する。

第7章（用語の定義）

(1) 研究活動 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の着想・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

(2) 研究成果の発表 研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。

(3) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

- (4) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (7) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないことをいう。